

2019年4月24日

国立大学法人北海道大学

総長職務代理 笠原 正典 殿

北海道大学教職員組合

執行委員長 瀬名波 栄潤



即位日等休日法による休日増によって非常勤職員の  
賃金減収を生じさせないための対応に関する申し入れ

貴職におかれましては、平素、当組合へのご理解とご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」により、2019年において4月30日、5月1日、5月2日、10月22日が特例的に祝日法による休日となりますが、この場合において、時給制または日給制を採用している非常勤職員については、賃金が減収となる事態が生じると考えられます。もし、この事態を回避する特別の措置を行わなかった場合、同法成立にあたっての国会附帯決議及び政府当局の事業者向け要請（＜参考＞参照）の趣旨に反する事態となるだけでなく、有期・短時間雇用の労働者に対する労働条件の不合理的な格差に該当する虞れもあります。

このため、上記4日間は休日となることにより本学に勤務する非常勤職員の賃金に減収を生じることがないように、特別手当の支給など適切な措置を講じることを求めます。

＜参考＞祝日特例法による非常勤職員の減収防止に関する政府、国会等の要請

【「本年4月27日から5月6日までの10連休に関してよくある御質問について」厚生労働省】

「天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するという即位日等休日法の趣旨や、国民の祝日の趣旨等にかんがみ、労使間の話し合いによって、国民の祝日・休日に労働者を休ませ、その場合に賃金の減収を生じないようにすることが望ましいことはいまありません。」

【即位日等休日法 参議院附帯決議】

「5.（略）休日の増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、有給休暇の追加的付与や特別手当の支給など各事業主等において適切な対応がとられること。」

【「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の円滑な施行に向けて（2019年4月10日付け 内閣府・厚労省連名による関係省庁等向け通知）】

「この附帯決議の趣旨も踏まえ、業務の状況に応じ、貴府省所管の独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人において適切な御配慮（注）をお願いしたく、周知をお願いいたします。

（注）配慮として想定される例 （略）

・国民の祝日、休日にできる限り労働者を休ませる。また、その場合に、有給休暇の追加的付与等により賃金の減収を生じないようにする。」